

2023 年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生募集要項
研究留学生・学部留学生（大学推薦）
〔スーパーグローバル大学創成支援事業枠（4 月開始及び 10 月開始）〕

文部科学省は「スーパーグローバル大学創成支援事業」に採択された大学を対象に国費外国人留学生（研究留学生・学部留学生）を下記のとおり募集する。

記

1. 応募者資格及び条件

（1）対象

下記①、②のいずれかに該当する者で、4 月開始者については 2023 年 4 月 1 日現在で、10 月開始者については 2023 年 10 月 1 日現在で、学業成績が特に優秀な者（※ 1）を対象とする。

- ① 新たに海外から留学する優秀な者。（【新規(渡日)】）
- ② 既に日本に滞在しており、受入大学に入学する優秀な者又は受入大学の学部又は大学院正規課程に在籍している優秀な者。（【新規(国内)】、【継続】、【継続(進学)】）

- ※ 1 直近 1 年間の学業成績係数が 2.50 以上であり、奨学金支給期間中においてもそれを維持する見込みがある者をいう。
- ※ 2 対象者を【新規(渡日)】、【新規(国内)】、【継続】及び【継続(進学)】の 4 つに区分する。各区分の詳細は別紙「推薦に当たっての留意事項」の「2. 推薦対象者について」を確認すること。本募集要項において区分により取扱いが異なる場合（提出書類等）は、該当する事項にその旨を記載しているので留意すること。
- ※ 3 本募集要項において、「4 月開始者」は奨学金支給期間が 2023 年 4 月に開始する者、「10 月開始者」は奨学金支給期間が 2023 年 10 月に開始する者をそれぞれ指す。

（2）国籍

日本国政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は、原則として募集の対象とならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時（受入大学における学籍等発生時）までに外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。

（3）年齢

研究留学生：原則として 1988 年 4 月 2 日以降に出生した者。

学部留学生：原則として 1998 年 4 月 2 日以降に出生した者。

上記年齢条件の例外は国籍国の制度・事情（兵役義務・戦乱による教育機会の喪失等）により資格年齢時に応募できなかった者と文部科学省が判断した場合に限られる。個人的事情（経済状況、家族の事情、健康状態、大学又は勤務先の都合等）は一切認めない。

ただし、前年度より引き続きスーパーグローバル大学創成支援事業枠の国費外国人留学生として採用される者はこの限りではない。

（4）学歴

研究留学生：日本の大学院修士課程・博士課程（前期）又は博士課程（後期）の入学資格を有する者（入学時点でこの条件を満たす見込みの確実な者を含む）。

学部留学生：日本の大学の入学資格を有する者（入学時点でこの条件を満たす見込みの確実な

者を含む）。

(5) 語学能力

日本語又は英語のいずれかの能力を有する者として、以下のいずれかの条件を満たす者。

研究留学生：

○日本語

- ① 正規課程への入学時点で日本語能力試験（JLPT）のレベル N2 以上に合格している者。
- ② 日本の大学院修士課程・博士課程（前期）又は博士課程（後期）への入学資格を満たす教育課程を、日本語を主要言語として修了した者。
- ③ ①相当以上の日本語能力を有していると受入大学において判断できる者。

○英語

- ① 正規課程への入学時点で英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）の B2 相当以上の資格・検定試験のスコアを有している者。
- ② 日本の大学院修士課程・博士課程（前期）又は博士課程（後期）への入学資格を満たす教育課程を、英語を主要言語として修了した者。
- ③ ①相当以上の英語能力を有していると受入大学において判断できる者。

学部留学生：

○日本語

- ① 正規課程への入学時点で日本語能力試験（JLPT）のレベル N2 以上に合格している者。
- ② ①相当以上の日本語能力を有していると受入大学において判断できる者。

○英語

- ① 正規課程への入学時点で英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）の B2 相当以上の資格・検定試験のスコアを有している者。
- ② 日本の大学への入学資格を満たす教育課程を、英語を主要言語として修了した者。
- ③ ①相当以上の英語能力を有していると受入大学において判断できる者。

(6) 健康

日本留学について心身ともに支障がないと大学が判断した者。

(7) 渡日時期（【新規(渡日)】の者のみ対象）

4月開始者：原則として2023年4月1日から4月7日までの間に渡日可能な者。居住地からの出発日も4月1日以降とする。

10月開始者：原則として受入大学が定める同年の各学期の始まる最初の日から数えて前後2週間のうち、受入大学が指定する期間に渡日可能な者。

(8) 査証取得

4月開始者：2023年4月1日現在「留学」の査証を取得していること。

10月開始者：2023年10月1日現在「留学」の査証を取得していること。

なお、【新規(渡日)】の者については、渡日前に原則として国籍国所在の在外公館で、「留学」の査証を新規取得し、新規に取得した「留学」の在留資格で入国すること。

既に他の在留資格（「永住者」、「定住者」等）を有している場合であっても、上記の日付時点で在留資格が「留学」となっている必要がある。なお、日本政府（文部科学省）奨学金留学生

の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることを理解すること。

新規に「留学」の査証を取得せずに渡日した場合は奨学金の支給停止となるので注意すること。

(9) 対象外

次に掲げる事項に一つでも該当する者については対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

- ① 現役軍人又は軍属の資格の者。
- ② 【新規(渡日)】の者については文部科学省又は受入大学の指定する期日までに渡日できない者。
- ③ 標準修業年限での修了が不可能である者。(休学者は除く)
- ④ 本スーパーグローバル大学創成支援事業枠における他大学との重複申請、又は日本政府(文部科学省)奨学金制度による他の2023年度奨学金支給開始のプログラムとの重複申請をしている者。
- ⑤ 奨学金支給開始後に日本政府(文部科学省)以外の機関((独)日本学生支援機構、自国政府機関を含む)から奨学金を受給することを予定している者。
- ⑥ 学歴条件を満たす「見込みの者」であって、所定の期日までに当該条件が満たされない者。
- ⑦ 申請時に二重国籍者で、渡日時(受入大学における学籍等発生時)までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。
- ⑧ 申請時から日本以外での研究活動(インターンシップ、フィールドワーク等)や休学等を長期間予定している者。

(10) その他

日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力すること等で、自国と日本との関係の促進に努める者を採用する。

2. 奨学金支給期間

4月開始者：2023年4月～2024年3月の1年以内で、かつ在籍課程の標準修業年限内。

10月開始者：2023年10月～2024年3月の6か月以内で、かつ在籍課程の標準修業年限内。

ただし、月の途中で学期が開始(学籍が発生)する場合には、当該月の奨学金は支給しない。

(例) 学期開始日が2023年9月2日の場合、奨学金支給期間開始月は2023年10月とする。

3. 奨学金等

(1) 奨学金

在籍課程に応じ以下の額を支給する。特定の地域において、修学・研究する者には、月額2,000円又は3,000円を月額単価に加算する。なお、日本政府の予算状況により各年度で金額は変更される場合がある。大学を休学又は長期に欠席した場合、その期間の奨学金は支給されない。

- | | |
|-----------------|--------------|
| ① 学士課程 | 月額 117,000 円 |
| ② 修士課程及び専門職学位課程 | 月額 144,000 円 |
| ③ 博士課程 | 月額 145,000 円 |

(2) 旅費

文部科学省は渡日・帰国に係る旅費を負担しない。

(3) 教育費

大学における入学検定料、入学金及び授業料等は受入大学が負担すること。

4. 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、これまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書類等に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられたとき。
- ④ 大学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 大学において学業成績不良や停学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき（ただし休学者は除く）。
- ⑥ 「留学」の在留資格を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。
- ⑧ 当該大学を退学したとき又は他の大学院に転学したとき。
- ⑨ 当該大学がスーパーグローバル大学創成支援事業の対象とならなくなったとき（事業終了も含む）。

5. 推薦手続き及び選考

(1) 推薦

各大学長はスーパーグローバル大学創成支援事業の趣旨に鑑み、特に優秀な者で奨学金の支給を必要とする者を、大学での審査の上、別紙様式により必要書類を添えて文部科学大臣に対し推薦すること。なお、推薦の際は「2023 年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生 研究留学生・学部留学生（大学推薦）〔スーパーグローバル大学創成支援事業枠（4 月開始及び 10 月開始）〕推薦に当たっての留意事項」に従って手続きを行うこと。

(2) 選考

各大学長から推薦された者のうち、選考委員会の審査により採用候補者を決定し、これに基づき文部科学省は、奨学金支給対象者及び支給期間を決定する。

(3) 提出書類等

① 文部科学省への提出書類

- ア 国費外国人留学生（研究留学生／学部留学生）推薦調書【別紙様式 1】
- イ 推薦者一覧【別紙様式 2】
- ウ 総合成績評価報告書【別紙様式 3】
- エ スーパーグローバル大学創成支援事業国費外国人留学生採用計画【別紙様式 4】
- オ 調査書【別紙様式 5】
- カ 申請書（写真要貼付）【別紙様式 6】※【継続】の者は提出不要。
- キ 研究計画又は研究状況シート【別紙様式 7】※【継続】の者は提出不要。
- ク 所属大学等の学部長又は研究科長レベル以上の推薦状 ※学業成績係数算出不可の場合のみ提出。

- ※ 1 上記ア～オは大学が作成すること。上記カ及びキは大学が本人から取り寄せること。大学が本人から取り寄せる際の形式（紙媒体又は電子媒体）は問わない。
- ※ 2 写真は最近 6 か月以内に撮影したもので 4.5×3.5 cm、上半身、正面、脱帽、裏面に国籍及び氏名を記入し申請書所定の場所に貼付のこと。電子データの貼付可。
- ※ 3 上記カは、氏名を自国語でタイプ入力ができない場合は、手書きで記入すること。
- ※ 4 上記書類の正本各 1 部を公文書に添付し、文部科学省へ提出すること。
- ※ 5 学業成績係数の算出ができない場合は、上記クに、大学若しくは学部、又は大学院若しくは研究科での成績順位が上位 20%以内であるとみなされることが明記されている場合のみ、学業成績係数 2.50 以上に相当する学業成績であると認める。上記クの宛先について、成績が判明している直近 1 年間の在籍先が、受入大学以外の大学の者は受入予定大学長宛て、受入大学の者は文部科学省高等教育局長宛てとする。

② 大学が本人から取り寄せて大学内で保管する書類（写しを各 1 部保管すること。）

- ケ 成績証明書（学業成績係数の算出に必要なもの）
- コ 在籍証明書（身分を証明するもの） ※【新規(渡日)】以外の者
- サ 本人の国籍身分を証明する書類（【新規(渡日)】の者は旅券の写し、【新規(国内)、継続、継続(進学)】の者は在留カードの写し）
- シ 上記「1. (5) 語学能力」のいずれかの条件を満たす根拠となる書類（例：TOEFL、IELTS、JLPT 等の証明書）

- ※ 6 上記シに関し、研究留学生における日本語の語学能力条件番号③又は英語の語学能力条件番号③、又は学部留学生における日本語の語学能力条件番号②又は英語の語学能力条件番号③のいずれかにより語学能力条件を満たす者については、当該能力を有していると受入大学が判断した理由を「ウ 総合成績評価報告書」の所定欄に記載するとともに、判断の根拠となる書類を文部科学省に提出すること。なお、研究留学生における日本語の語学能力条件番号①、②、英語の語学能力条件番号①、②、又は学部留学生の日本語の語学能力条件番号①、英語の語学能力条件番号①、②のいずれかの語学能力条件を満たす者の上記シは大学保管とする。

【 上記①②の留意事項 】

- ・ これらの書類は、日本語又は英語により作成すること。その他の言語により作成する場合は、日本語による訳文を必ず添付すること。可能な限り文書作成ソフト等を用いて全て A 4 判に統一して作成すること。
- ・ 提出書類は一切返却しない。
- ・ 提出書類の内容について、大学は責任を持って確認すること。上記の申請書類がすべて完全にかつ正確に記載されていない場合、又は付属書類が完全に揃っていない場合は審査に付さない（採用以降に不備又は虚偽の記載が判明した場合は採用を取り消すことがある）。
- ・ 提出期日（当日必着）を過ぎたものは、一切受理しない。
- ・ 大学で保管する書類については、文部科学省からの要請に応じて提出できるよう適切に管理すること。

6. 提出期間及び結果通知

(1) 4月開始者

提出期間： 2023 年 1 月 6 日（金）～ 2023 年 1 月 17 日（火）必着

結果通知： 2023 年 2 月末（予定）

(2) 10月開始者

提出期間： 2023 年 6 月 16 日（金）～ 2023 年 6 月 22 日（木）必着

結果通知： 2023 年 8 月上旬（予定）

【 留意事項 】

- ・ 提出期間終了後の書類提出、提出後の書類差し替え、申請取り下げ、追加申請及び推薦順位の変更は認めない。
- ・ 結果通知は各大学長宛に文書をもって行い、文部科学省から本人への通知は行わない。

7. 不可抗力

不可抗力により、採用通知の前後いかなる時点でも、渡日日程が変更されること、奨学金が取り消されること又は本募集要項に記載した内容が変更されることがある。

なお、不可抗力とは、文部科学省の合理的な支配の及ばない事由であり、天災、政府（地方政府を含む。以下この項において同じ）若しくは政府機関の行為（感染症に関する日本政府又は各国政府の出入国制限、渡航制限などの水際対策を含む）、法律規制若しくは命令の遵守、火災、暴風雨、洪水若しくは地震、戦争（宣戦布告の有無を問わない）、反乱、革命若しくは暴動又はストライキ若しくはロックアウトを含むが、これらに限定されない。

8. 注意事項

(1) 採用後の手続きは文部科学省からの申請大学への結果通知の際に併せて通知する。

(2) 【新規(渡日)】の者を推薦する場合、受入大学は留学生在が渡日する前に、奨学金支給期間、奨学金支給条件、渡日時期及び渡日方法（留学査証の取得方法等）について周知徹底すること。また、渡日に先立ち、日本語を学習するよう指導し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国の法制度の違い、大学の状況等について、あらかじめ周知すること。

(3) 今回の推薦に基づき国費外国人留学生に採用された者は「進学に伴う奨学金支給期間の延長及び特別延長を希望する国費外国人留学生（研究留学生等）の取扱いについて」に応募することはできない。

(4) 奨学金支給対象者として採用された場合、以下の取扱いについて周知すること。

- ・ 採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、受入大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先（住所、電話番号、E-mail アドレス））を、日本政府の実施する留学生事業（留学中の支援、留学修了者のフォローアップ、留学生制度の改善）に利用する目的で、関係行政機関と共有する。また、採用者に関する情報（生年月日及び連絡先を除く）は、日本政府が作成する外国人留学生の受入れ促進に向けた広報資料において、特に世界各国で活躍している元国費外国人留学生を紹介するために、公表する場合がある。
- ・ 国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において、本取扱いについての承諾を求める。本取扱いについて承

諾する者について、国費外国人留学生として採用する。

- (5) 【新規(渡日)】の者の留学査証の申請については、国籍国の在外公館にて査証申請を行う者については、文部科学省から便宜供与依頼を行うので、大学は別途在留資格認定証明書申請を行わないこと。

国籍国以外の在外公館にて留学査証申請を行う者については、各大学の責任において在留資格認定証明書申請等の手続きを行うこと。

- (6) 上記の他、推薦に関する留意事項及び詳細は、別紙「推薦に当たっての留意事項」によること。

- (7) この募集要項に定めるもののほか、国費外国人留学生制度の実施に必要な事項は日本政府が別に定める。